

【お詫び】京阪線における一部車両の走行距離超過について

京阪電気鉄道株式会社（本社：大阪府中央区、社長：平川 良浩）では、京阪線の車両1編成（8両）において、法令で定められている検査を実施すべきところ、検査実施基準となる走行距離を超過して走行させていたことが判明いたしました。

ご利用のお客さまをはじめ、関係の皆さまにご心配・ご迷惑をおかけしましたことについて深くお詫び申し上げます。

1. 経緯および判明した事実

鉄道営業法に基づく法令では、車両について、一定の期間・走行距離に応じて検査を行うよう定められており、4年または走行距離60万kmを超えない期間のいずれか短い期間のうち、車両の重要部検査（※）を行うことと定められております。

当社では毎月の車両の走行距離を管理しておりますが、今回、社内の調査にて、年間走行距離が前年と比較して少ないことが発覚し、確認したところ、全車両の走行距離データに関して2023年5月分の走行距離が累積されておりました。2023年5月分を加算した正しい累積走行距離にて改めて確認を行った結果、下記1編成について、走行距離の超過が判明いたしました。（その他の車両には走行距離超過はございませんでした）

※動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置等重要な装置の主要部分についての法定検査

<走行距離を超過した車両> ※判明日：2024年1月23日

車 両	走行距離	法令で定められた走行距離を超過して走行した期間
8008編成（8両1編成）	610,435.6km	2023年11月27日～12月12日

当該車両は2023年12月13日より法定検査を実施しています。

なお、今回の走行距離超過を原因とした車両故障は発生していません。

2. 原因

① システム不具合への対応処理誤り

車両の走行距離を管理するシステム（以下「走行キロシステム」）に不具合が発生し、不具合を復旧する際に必要となる処理の一部を実行せず、結果として誤って「2023年5月分の走行距離データ」が累積走行距離データに反映されていない状態となり、その累積走行距離を基に法定検査計画を策定していたため。

② 確認方法の不備

走行キロシステムから抽出した帳票について、当月末時点の累積走行距離を確認するのみで、前月末時点との比較を行っておらず、異常を発見できなかったため。

3. 再発防止策

以下をはじめとする、必要な対策を講じることで再発防止に努めてまいります。

- ① システム不具合が発生した際、処理完了の確認を確実に行うなど、対処方法を改めて社内担当部門で周知し、徹底します。
- ② 走行距離データについて、前月分との比較を行うなど、走行距離を適切に管理すべく、確認方法の見直しを図ります。

以 上